

令和8年度 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター及び放射線監視センター 庁舎空調設備保守点検業務委託契約書 (案)

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と受託者 以下「乙」という。）とは、
次の条項により委託契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し庁舎空調設備保守点検業務（以下「業務」という。）を委託し、乙はこれを受託し誠実に実行する。

第2条 本契約による委託業務の対象施設は以下の施設とする。

所在地 柏崎市三和町5番48号

名称 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター及び放射線監視センター

第3条 本契約に基づく業務の内容は、空調機器メンテナンス及び空調機器清掃とする。

2 作業の概要、契約対象設備は別紙仕様書による。仕様書に定めるもののほかは、その都度協議する。

第4条 委託契約期間は、契約締結の日から令和8年8月31日までとする。

第5条 この業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次の金額とする。

委託料 , , 円（うち消費税及び地方消費税の額 , 円）

第6条 契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県条例第10号。）第44条第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

第7条 乙は、本契約に定める権利を第三者に譲渡し、又は本契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。また、義務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

第8条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生について甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

第9条 乙は、業務完了後、甲に対し点検結果報告書を提出するものとし、甲はすみやかに検査を行わなければならない。

第10条 乙は、業務の成果が甲の検査に合格したときは、甲に対し委託料を請求するものとし、甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に甲の定める方法により支払うものとする。

第11条 乙は、点検業務において、空調設備に不備が認められる場合は、甲に通知し、甲乙協議のうえこれに対処するものとする。なお、点検業務の際生ずる部品交換に要する費用は別途精算するものとする。

第12条 乙は、委託業務を行うにあたり、甲の指示に従い実施するものとする。

第13条 乙又は乙の作業員は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告しないでこの契約を解除することができる。また、契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、甲はその責任を負わない。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、前項の定めによる義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

第15条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が

乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

第16条 甲は、乙が当該入札に当たり、入札者が共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことが明らかになったときは、契約を解除するか否かにかかわらず、乙は甲に対して、損害賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を支払うものとする。

2 甲が契約を解除した場合においては、乙は甲に対して、前項のほか解除に伴う損害賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を支払うものとする。

3 甲に生じた実際の損害額が前項それぞれに定める額を超える場合においては、当該超える額を併せて徴収することができるものとする。

4 前項の実際の損害額の算定は、客観的に算定が可能な場合において行うものとする。

第17条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

乙